

(仮称) 食育・花育センターの運営の検討状況について

農村・都市交流施設整備課

1 施設の設置等

- (1) 名 称 新潟市食育・花育センター
(新潟市中央区清五郎401番地)
- (2) 設置目的 食育・花育を推進することで、市民の生活の向上に寄与することを目的として当該センターを設置する。
- (3) 開館日 平成23年7月(予定)
※ 12月議会にて、設置条例を上程予定

2 運営体制

直 営

3 施設の利用について

- (1) 開館時間 午前9時～午後5時まで
- (2) 休館日 ・月曜日(月曜日が休日の場合はその翌日)
・12月29日～翌年1月3日まで
※ 季節やイベント等に応じて、臨時で時間の延長又は開館する。
- (3) 入場料 無料
- (4) 施設の貸出し
ア 利用者 原則、食育・花育活動の利用者とする。
イ 貸出し施設 ・調理室
・講座・研修室
・作品展示スペース(管理に支障がない範囲で貸出し)